

福祉・介護職員等処遇改善及び特定処遇改善における職場環境要件への取り

組みについて

法人として現在、以下の取り組みを実施しています。

【資質の向上】

- ・働きながら介護福祉士等資格取得を目指す職員に対し、自主研修補助規程を定めて毎年度1人に対して1研修を補助対象とし、自己負担した研修費用および宿泊の要あるときは宿泊費等)の総額を限度に支給している。
- ・神奈川県社会福祉協議会主催の研修会に対し、キャリアパス要件を参考にして該当する職員を順次参加させている。
- ・新人職員については法人の専門職員による内部研修へ参加するほか、地域の社会福祉法人と連携し新人職員研修、中堅職員研修を実施している。

【職場環境・処遇の改善】

- ・休暇の制度として特別休暇として誕生日休暇1日、永年勤続職員へ勤続5年で休暇2日し職員のリフレッシュ、休暇の取得しやすい環境へ取り組んでいる。
- ・常勤職員の就業時間を短縮し7時間45分にし、業務の短縮と見直しを行い働き方に対する改革に取り組んでいる。(令和2年4月)
- ・職員の腰痛対策を含む負担軽減のため移動用リフトを導入している。(令和2年4月)
- ・毎月の安全衛生委員会に置いて危険予知レポートを作成し事故防止に対する取り組みを行っている。
- ・職員のこころの健康面等への取り組みとして希望者に対して社会保険労務士との面談を行っている。

【その他】

- ・障がいの有るかたについて面談等を通じて各人が働きやすい環境、シフトになるように取り組んでいる。
- ・経験年数や能力を踏まえて非正規職員から正規職員への転換を行っている。
- ・基準以上の職員数を配置、また短時間事務専門職員を配置するなど業務の負担軽減に対し取り組んでいる。

令和2年4月1日現在